

3 . 計画の目的

豊前市は、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、男女が性別に関わりなく自らの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を目指しています。しかし現状を見る限り、その実現にはまだまだ多くの問題点や課題が残されています。

本計画は、それらの問題点や課題に取り組み、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

(1) 計画の性格

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づき策定されたものです。「第4次豊前市総合計画」を基本とし、国の「男女共同参画基本計画」、「福岡県男女共同参画計画」および豊前市の他の各種計画・プラン等との整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた豊前市の取り組みおよび施策の方向性を示しています。

(2) 計画の実施期間

本計画の期間は、平成16年度から平成25年度までの10年間とします。なお、本プランは固定的なものではなく、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

(3) 計画の基本理念

「男女共同参画社会基本法」および「第4次豊前市総合計画」の理念に鑑み、本計画の基本理念を、

「男女がともに輝くまち ぶぜん」

とします。

(4) 基本の目標

本計画の理念の実現に向けた計画的な施策の推進のために、次に掲げる4つの目標を設定します。

意識啓発と慣習・しきたりの見直し

政策・方針決定への男女共同参画の推進

家庭生活と他の活動の両立支援

人権の尊重と生涯を通じた健康づくり

・意識啓発と慣習・しきたりの見直し

本計画においては、男女共同参画社会とは、女性も男性も一人ひとりが「自分らしく」生き、輝くことができる社会と考えています。しかし、「男は仕事、女は家庭」という、これまで当然とされてきた 性別による固定的な役割分担意識や性別に基づく差別は、豊前市においても根強く残っており、一人ひとりが個人の能力を十分に発揮し、様々な活動にその能力を活かしながら、「自分らしく」生きていく際の障害となっています。

男女共同参画社会の実現には、まずは、このような性別による固定的な役割分担意識をあらためて見直す必要があります。そのためには、男女共同参画社会への市民の理解を深めることが不可欠であり、積極的に男女共同参画に関する情報や学習の機会を提供し、市民の意識啓発をうながすことが必要です。さらに、子ども達が自分の能力や適性、関心に合った将来を選択できるよう、保育園や幼稚園、学校などの教育機関と連携し、個性を尊重した教育の充実を図る必要があります。また、意識改革をすすめるために市民と連携し、地域での啓発活動の充実を進めます。

・政策・方針決定への男女共同参画の推進

豊前市において、男女が共に対等なパートナーとして、政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受し、共に責任を担える男女共同参画社会を実現するためには、性別やその他の属性にこだわることなく多様な視点から意見を出し合い、さらにそれらを尊重し

あえるように環境を整えることが重要です。しかし、現状としては、行政、事業者、地域のいずれにおいても男女の参画の状況には大きな格差が存在しています。まずは、行政が範を示し、性別に関わりなく政策や方針決定の場に参画できるよう、職員配置をはじめ、審議会、委員会等においても環境整備に取り組みなければなりません。また、地域においても、市民との連携を図り、地域団体における現状を把握し、男女が共に意思決定の場に参画できるような環境を整備していく必要があります。

・家庭生活と他の活動の両立支援

女性の社会進出が進む一方で、家事や育児といった家庭内での仕事の負担は女性にかかったままという、いわゆる「新・性別役割分担」が豊前市においても見受けられます。他方、職場においても従来の性別役割分担意識が持ち込まれて、女性の職域が狭められることも多くあります。また、男性は、依然として仕事中心の生活が求められており、家庭生活や地域活動のための時間を確保することが困難な状況です。

男女が共に家庭生活や地域活動に関わりながら、一人ひとりが自らの意思で、多様な選択が可能となるよう、子育てや介護の支援策を充実すると共に、事業所には男女共同参画についての意識啓発を図ります。

・人権の尊重と生涯を通じた健康づくり

近年、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど、多くの場合、女性が被害者となる問題が社会的に顕在化してきています。また、一部のメディアにおいても女性の性的な側面のみを強調したり、女性への暴力を無批判に取り扱ったりと、女性の人権を侵害する表現も見受けられます。豊前市としては、これらの問題を人権問題として位置づけ、現在進められている刑法、労働関係法などの法的整備を活用しながら、問題の速やかな解決が図られるような体制づくりを進めるとともに、市民や事業者、教職員等に対する意識啓発を図ります。

男女はともに生涯にわたって自分の性と生殖について自分自身で決定し、身体的・精神的・社会的に健康な状況を確認する権利を持っています。このような権利や自らの身体、健康について、性別や年齢に応じた理解を進め、また、家庭や地域、学校、職場などのさまざまな場面において、妊娠や出産などの性に関わる心身の健康問題について自己決定することができ、なおかつその決定が尊重され、保障される環境づくりをめざします。

(5)男女共同参画行動計画体系

基本理念	目 標	具 体 的 な 施 策
<p>男女がともに輝くまち ぶぜん</p>	<p>見直し 意識啓発と慣習・しきたりの</p>	(ア) 男女共同参画社会に向けた啓発活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> 1. 男女共同参画社会に向けた意識啓発の推進 2. 男女共同参画についての学習機会の拡充 3. 男女共同参画についての情報提供の拡充
		(イ) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> 1. 教職員への研修の充実 2. 固定的な性別役割分担にとらわれない学習指導の充実 3. 性教育や男女共同教育の充実 4. 男女共同参画についての情報や学習の場の提供
		(ウ) 地域の慣習・慣行の男女共同参画の視点に立った見直し <ul style="list-style-type: none"> 1. 地域での男女共同参画の現状の調査・研究 2. 男女共同参画の視点に立った講座の開催 3. 男女共同参画の視点での地域行事等の見直し・啓発の推進
	<p>共同参画の推進 政策・方針決定への男女</p>	(ア) 市の管理職登用における男女間格差の解消 <ul style="list-style-type: none"> 1. 市職員における女性の職域拡大 2. 市職員における女性の能力活用の促進
		(イ) 審議会・委員会等における女性委員の登用促進 <ul style="list-style-type: none"> 1. 市の審議会・委員会等における女性の積極的登用の促進 2. 市の審議会・委員会等における男女共同参画についての情報提供
		(ウ) 各種地域団体などの意思決定の場への女性の参画促進 <ul style="list-style-type: none"> 1. あらゆる地域団体等での女性の参画促進 2. 地域団体等に対しての男女共同参画に関する講座・研修の開催 3. 地域団体等の女性の参画に関する実態調査の実施
	<p>家庭生活と他の活動の両立支援</p>	(ア) 多様なライフスタイルに対応した育児・介護支援策の充実 <ul style="list-style-type: none"> 1. 男女がともに子育てに参画できる環境の整備 2. 多様なライフスタイルに対応できる保育サービスの充実 3. 高齢者・障害者(児)の自立と生活の安定の支援 4. ひとり親家庭への支援の充実
		(イ) 女性のための就業支援の促進 <ul style="list-style-type: none"> 1. 女性の職業能力開発の支援の充実 2. 再就業のための支援の充実 3. 就労に関する相談窓口の設置
		(ウ) 事業者および従業員に対する意識啓発の促進 <ul style="list-style-type: none"> 1. 就労に関する法制度などの周知の徹底
		(エ) 農業を含めた自営業家庭での就労のあり方の見直しの推進 <ul style="list-style-type: none"> 1. 家族経営協定の周知・拡充 2. 自営業家庭への支援の拡充

基本理念	目 標	具 体 的 な 施 策	
<p style="text-align: center;">男女がともに輝くまち ぶぜん</p>	<p style="text-align: center;">人権の尊重と生涯を通じた健康づくり</p>	<p>(ア) あらゆる暴力の根絶</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 女性への暴力根絶に向けての理解の促進 2. セクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組みの促進 3. 暴力の被害者・加害者の自立支援の充実 4. 相談体制の充実
		<p>(イ) 生涯にわたる健康づくりの推進</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生涯にわたる健康づくりへの支援 2. 性と生殖に関する健康 / 権利についての理解促進
	<p style="text-align: center;">市民協働の推進体制づくり</p>	<p>(ア) 庁内の推進体制づくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庁内の推進体制づくりの推進 2. 行政のあらゆる領域での男女共同参画の視点に立った見直しの実施 3. 男女共同参画に関する実態の把握 4. 総合相談体制の充実
		<p>(イ) 男女協働の視点に立った地域づくりの推進</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 活動拠点の整備 2. 女性のネットワークづくり 3. 女性リーダー育成の促進 4. 国際的視野に立った男女共同参画の促進 5. 男女共同参画に関する資料収集・情報提供